

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「14人」を「10人」に改め、同条第2項第1号中「2人以内」を削り、同項第2号中「各団体」を「関係団体」に改め、「5人以内」を削り、同項第3号中「下水道排水設備義務者」を「下水道排水設備設置義務者」に改め、「7人以内」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。